

市第 151 号議案

横浜市国民健康保険条例の一部改正

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年 2 月 15 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項中「ついて」を「つき」に改め、「合算額」の次に「の総額」を加える。

第15条を次のように改める。

（基礎賦課額に係る所得割額の算定）

第15条 前条第 1 項の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第 226 号）第313条第 9 項中雑損失の金額に係る部分の規定の適用がないものとして算定した同法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（国民健康保険法施行令第27条の 2 第 1 項第 1 号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。以下同じ。）の合計額から同法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条第 1 項第 1 号に規定する所得割の保険料率を乗じて算

定する。

第15条の2を削る。

第16条第1項第1号中「100分の50」を「100分の60」に、「市民税額」を「基礎控除後の総所得金額等」に、「第29条の7第2項第6号ただし書」を「第29条の7第2項第4号ただし書」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の40」に改め、同条第2項中「第2位」を「第4位」に改める。

第16条の3第1項中「ついて」を「つき」に改め、「合算額」の次に「の総額」を加える。

第16条の4第1項中「が当該年度分として納付した、又は納付すべき市民税額」を「に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改め、同条第2項を削る。

第16条の5を次のように改める。

#### 第16条の5 削除

第16条の6第1項第1号中「100分の50」を「100分の60」に、「市民税額」を「基礎控除後の総所得金額等」に、「第29条の7第3項第5号ただし書」を「第29条の7第3項第4号ただし書」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の40」に改め、同条第2項中「第2位」を「第4位」に改める。

第16条の8第1項中「ついて」を「つき」に改め、「合算額」の次に「の総額」を加える。

第16条の9第1項中「が当該年度分として納付した、又は納付すべき市民税額」を「に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に、「第17条第1項第1号」を「次条第1項第1号」に改め、同条第2項を削る。

第16条の10を削る。

第17条第1項第1号中「100分の50」を「100分の60」に、「市民税額」を「基礎控除後の総所得金額等」に、「第29条の7第4項第5号ただし書」を「第29条の7第4項第4号ただし書」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の40」に改め、同条第2項中「第2位」を「第4位」に改める。

第17条の2を次のように改める。

(特例対象被保険者等に係る特例)

第17条の2 当該世帯に属する被保険者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合における第15条、第16条の4及び第16条の9の規定の適用については、第15条中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「から同法」とあるのは「から地方税法」とする。

第18条第3項中「被保険者数、市民税額等」を「基礎控除後の総所得金額等、被保険者数等」に改める。

付則第2項から第8項までを削り、付則第9項を付則第2項とし、付則第10項から第13項までを削り、付則第14項を付則第3項とし、付則第15項を付則第4項とする。

付則第16項中「付則第16項」を「付則第5項」に改め、同項を付則第5項とする。

付則第17項中「付則第17項」を「付則第6項」に改め、同項を付則第6項とする。

付則第18項中「付則第18項」を「付則第7項」に改め、同項を付則第7項とする。

付則第19項の前の見出し中「平成20年度から平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に改め、同項中「平成20年度から平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に、「付則第19項」を「付則第8項」に、「付則第20項」を「付則第9項」に改め、同項を付則第8項とする。

付則第20項中「平成20年度から平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に、「ついて」を「つき」に改め、「合算額」の次に「の総額」を加え、同項を付則第9項とする。

付則第21項の前の見出し中「平成20年度から平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に改め、同項中「平成20年度から平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に、「同条第1項」を「同条」に、「付則第19項」を「付則第8項」に、「第16条第1項第1号」を「次条第1項第1号」に、「付則第25項」を「付則第13項」に改め、「、同条第2項中「前項」とあるのは「付則第21項の規定により読み替えられた前項又は付則第22項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者又は退職被保険者等」と」を削り、同項を付則第10項とする。

付則第22項中「平成20年度から平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に、「付則第20項」を「付則第9項」に、「が当該年度分として納付した、又は納付すべき市民税額」を「に係る基礎控除後の総所得金額等」に、「付則第25項」を「付則第

13項」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第23項の前の見出し及び同項を削る。

付則第24項に見出しとして「（平成25年度及び平成26年度における基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の特例）」を付し、同項中「平成20年度から平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に、「付則第20項」を「付則第9項」に、「に規定する被保険者均等割の保険料率に、同一世帯に属する退職被保険者等の数を乗じて算定する」を「の規定により算定した額と同額とする」に改め、同項を付則第12項とする。

付則第25項の見出し中「平成20年度から平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に改め、同項中「平成20年度から平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に、「第29条の7第2項第6号ただし書」を「第29条の7第2項第4号ただし書」に、「付則第25項」を「付則第13項」に改め、同項を付則第13項とする。

付則第26項を付則第14項とし、付則第27項を付則第15項とし、付則第28項を付則第16項とする。

付則第29項の前の見出し中「平成20年度から平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に改め、同項中「平成20年度から平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に、「付則第29項」を「付則第17項」に、「付則第30項」を「付則第18項」に改め、同項を付則第17項とする。

付則第30項中「平成20年度から平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に、「ついて」を「つき」に改め、「合算額」の次に「の総額」を加え、同項を付則第18項とする。

付則第31項の前の見出し中「平成20年度から平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に改め、同項中「平成20年度から平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に、「同条第1項」を「同条」に、「付則第29項」を「付則第17項」に、「付則第35項」を「付則第22項」に改め、「同条第2項中「前項」とあるのは「付則第31項の規定により読み替えられた前項又は付則第32項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者又は退職被保険者等」と、「同項」とあるのは「付則第31項の規定により読み替えられた前項又は付則第32項」と」を削り、同項を付則第19項とする。

付則第32項中「平成20年度から平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に、「付則第30項」を「付則第18項」に、「が当該年度分として納付した、又は納付すべき市民税額」を「に係る基礎控除後の総所得金額等」に、「付則第35項」を「付則第22項」に改め、同項を付則第20項とする。

付則第33項の前の見出し及び同項を削る。

付則第34項に見出しとして「（平成25年度及び平成26年度における後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額の算定の特例）」を付し、同項中「平成20年度から平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に、「付則第30項」を「付則第18項」に、「に規定する被保険者均等割の保険料率に、同一世帯に属する退職被保険者等の数を乗じて算定する」を「の規定により算定した額と同額とする」に改め、同項を付則第21項とする。

付則第35項の見出し中「平成20年度から平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に改め、同項中「平成20年度か

ら平成26年度までの各年度」を「平成25年度及び平成26年度」に、「第29条の7第3項第5号ただし書」を「第29条の7第3項第4号ただし書」に、「付則第35項」を「付則第22項」に改め、同項を付則第22項とし、同項の次に次の6項を加える。

(平成25年度以後の各年度における特例対象被保険者等に係る所得割額の算定の特例)

23 平成25年度以後の各年度における当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等である場合における付則第10項の規定により読み替えて適用される第15条、付則第19項の規定により読み替えて適用される第16条の4、第16条の9、付則第11項及び付則第20項の規定の適用については、第17条の2の規定にかかわらず、付則第10項の規定により読み替えて適用される第15条中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「から同法」とあるのは「から地方税法」とする。

(平成25年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

24 平成25年度の保険料の算定に当たり、次の各号に掲げる被保険者の保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定する場合には、付則第10項の規定により読み替えて適用される第15条、付則第19項の規定により読み替えて適用される第16条の4、第16条の9、付則第11項及び付則第20項（以下この項及び次項において「これらの規定」という。）に規定する基礎控除後

の総所得金額等については、当該各号に掲げる金額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から控除した額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。

- (1) 当該年度の市町村民税又は特別区民税（地方税法第 292 条第 1 項第 6 号に規定する退職手当等に係る所得割を除く。）が課されない被保険者（当該市町村民税及び特別区民税の賦課期日において本市に住所を有しない被保険者で合計所得金額（賦課期日の属する年の前年の同項第13号の合計所得金額をいう。以下同じ。）が横浜市市税条例（昭和25年 8 月横浜市条例第34号）第23条の規定により算定される金額以下であるもの及び市町村又は特別区の条例で定めるところにより当該市町村民税又は特別区民税が免除された被保険者を含む。） 賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等の 100 分の70に相当する金額
- (2) 前号に該当しない被保険者であって、その者の賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等が課税標準額（賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第 2 項の規定による控除をした後の金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた額）をいう。以下この項及び付則第26項において同じ。）の 100 分の 180 の金額を超えるもの 賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の



総所得金額等から課税標準額の 100 分の 180 の金額を控除した  
額の 100 分の 70 に相当する金額

25 平成25年度の保険料の算定に当たり、当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であって、その合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得（以下この項において「給与所得」という。）が含まれているもののうち次の各号に該当するものの保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定する場合には、これらの規定（付則第23項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）に規定する基礎控除後の総所得金額等（以下この項において「特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等」という。）については、当該各号に掲げる金額を特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等から控除した額を特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等とみなす。

- (1) 当該者の合計所得金額に含まれている給与所得の金額を所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額として計算した合計所得金額に相当する額（以下「合計所得金額相当額」という。）が横浜市市税条例第23条の規定により算定される金額以下である者及び市町村又は特別区の条例で定めるところにより市町村民税又は特別区民税が免除された者 賦課期日の属する年の前年の所得に係る特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 70 に相当する金額
- (2) 前号に該当しない被保険者であって、特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額（賦課期日の属す

る年の前年の所得に係る地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（給与所得については、当該給与所得の金額を同条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 1 項各号及び同条第 2 項の規定による控除をした後の金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた額）をいう。以下この号において同じ。）の 100 分の 180 の金額を超えるもの 賦課期日の属する年の前年の所得に係る特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の 100 分の 180 の金額を控除した額の 100 分の 70 に相当する金額

26 平成25年度の保険料の算定に当たり、次の各号に掲げる被保険者の所得割額の保険料率の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定する場合には、付則第13項の規定により読み替えて適用される第16条第1項第1号、付則第22項の規定により読み替えて適用される第16条の6第1項第1号及び第17条第1項第1号（以下この項において「これらの規定」という。）に規定する基礎控除後の総所得金額等については、当該各号に掲げる金額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から控除した額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。

(1) 当該年度の市町村民税又は特別区民税（地方税法第 292 条第 1 項第 6 号に規定する退職手当等に係る所得割を除く。）が課されない被保険者（当該市町村民税及び特別区民税の賦課期日

において本市に住所を有しない被保険者で合計所得金額が横浜市市税条例第23条の規定により算定される金額以下であるもの及び市町村又は特別区の条例で定めるところにより当該市町村民税又は特別区民税が免除された被保険者を含む。) 賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等の 100 分の70に相当する金額

- (2) 前号に該当しない被保険者であって、その者の賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の 100 分の 180 の金額を超えるもの 賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の 100 分の180 の金額を控除した額の 100 分の70に相当する金額

(平成26年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

- 27 付則第24項及び付則第25項の規定は、平成26年度における保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等の算定について準用する。この場合において、付則第24項及び付則第25項中「100 分の70」とあるのは、「100 分の40」と読み替えるものとする。

- 28 付則第26項の規定は、平成26年度における所得割額の保険料率の算定に係る基礎控除後の総所得金額等の算定について準用する。この場合において、同項中「100 分の70」とあるのは、「100 分の40」と読み替えるものとする。

付則第36項及び付則第37項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

### 提 案 理 由

国民健康保険法施行令の一部改正により国民健康保険料の所得割額の算定方式を改めるとともに、国民健康保険料の賦課総額に対する所得割と被保険者均等割の賦課割合を改める等のため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市国民健康保険条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（保険料の基礎賦課額）

第 14 条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、同一世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（第 2 項及び第 3 項省略）

（基礎賦課額に係る所得割額の算定）

（基礎賦課額に係る所得割額の算定）

第 15 条 前条第 1 項の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 31 条第 9 項中雑損失の金額に係る部分の規定の適用がないものと、又は納付すべき市民税額〔地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）として算定した同法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び第 292 条第 1 項第 6 号に規定する退職手当等に係る所得割額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（均等割額のうち同法第 310 条に定める額を超える額を除く。以下国民健康保険法施行令第 27 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する他の所得と同じ。）に、第 16 条第 1 項第 1 号に規定する所得割の保険料率を得と区分して計算される所得の金額をいう。以下同じ。）の合計乗じて算定する。

額から同法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条第 1 項第 1 号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合において、被保険者が当該年度分として本市に納付した、又は納付すべき市民税額がないときは、他の市町村又は特別区に当該年度分として納付した、又は納付すべき市町村民税額又は特別区民税額（地方税法第 292 条第 1 項第 6 号に規定する退

職手当等に係る所得割額を除く。以下同じ。) の算定の基礎とな  
った金額を横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）に  
定める市民税額の算定方法によって算定した額をもって、前項の  
市民税額とする。

（基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定）

第 15 条の 2 第 14 条第 1 項の被保険者均等割額は、次条第 1 項第 2  
号に規定する被保険者均等割の保険料率に、同一世帯に属する被  
保険者の数を乗じて算定する。

（基礎賦課額の保険料率）

第 16 条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 保険料の基礎賦課総額の  $\frac{100 \text{ 分の } 60}{100 \text{ 分の } 50}$  に相当する額を  
保険料の基礎賦課額の算定の基礎となる  $\frac{\text{基礎控除後の総所得金}}{\text{市民税額}}$   
額等（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 2 項第 4 号ただし書  
第 29 条の 7 第 2 項第 6 号ただし書  
に規定する場合にあっては、同号ただし書に規定する厚生労働  
省令で定めるところにより補正された後の金額）の当該年度に  
おける見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 保険料の基礎賦課総額の  $\frac{100 \text{ 分の } 40}{100 \text{ 分の } 50}$  に相当  
する額を当該年度の初日における被保険者の見込数で除して得  
た額

2 前項の保険料率を決定する場合において、当該保険料率に小数  
点以下  $\frac{\text{第 4 位}}{\text{第 2 位}}$  未満の端数又は 10 円未満の端数があるときは、これ  
を切り上げる。

（第 3 項省略）

（後期高齢者支援金等賦課額）

第 16 条の 3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、

同一世帯に属する被保険者につきいて算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(第 2 項及び第 3 項省略)

(後期高齢者支援金等賦課額に係る所得割額の算定)

第 16 条の 4 前条第 1 項の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第 16 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合において、被保険者が当該年度分として本市に納付した、又は納付すべき市民税額がないときは、他の市町村又は特別区に当該年度分として納付した、又は納付すべき市町村民税額又は特別区民税額の算定の基礎となった金額を横浜市市税条例に定める市民税額の算定方法によって算定した額をもって、同項の市民税額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額の算定)

第 16 条の 5 削除  
第 16 条の 3 第 1 項の被保険者均等割額は、次条第 1 項第 2 号に規定する被保険者均等割の保険料率に、同一世帯に属する被保険者の数を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第 16 条の 6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の  $\frac{100 \text{ 分の } 60}{100 \text{ 分の } 50}$  に相当する額を後期高齢者支援金等賦課額の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等 (国民健康保険法施行令 第 29 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書に規定する場合には、同号第 29 条の 7 第 3 項第 5 号ただし書に規定

する厚生労働省令で定めるところにより補正された後の金額)  
の当該年度における見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の  $\frac{100 \text{ 分の } 40}{100 \text{ 分の } 50}$   
に相当する額を当該年度の初日における被保険者の見込数で除  
して得た額

2 前項の保険料率を決定する場合において、当該保険料率に小数  
点以下  $\frac{\text{第 4 位}}{\text{第 2 位}}$  未満の端数又は 10 円未満の端数があるときは、これ  
を切り上げる。

(第 3 項省略)

(介護納付金賦課額)

第 16 条の 8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、同一世帯  
に属する介護納付金賦課被保険者に  $\frac{\text{つき}}{\text{ついて}}$  算定した所得割額及び  
被保険者均等割額の合算額 の総額 とする。

(第 2 項及び第 3 項省略)

(介護納付金賦課額に係る所得割額の算定)

第 16 条の 9 前条第 1 項の所得割額は、介護納付金賦課被保険者 に  
が  
係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得  
当該年度分として納付した、又は納付すべき市民税額  
金額等 に、次条第 1 項第 1 号  
第 17 条第 1 項第 1 号 に規定する所得割の保険料率を乗  
じて算定する。

---

2 第 15 条第 2 項の規定は、前項の所得割額の算定について準用す  
る。この場合において、「前項」とあるのは「第 16 条の 9 第 1 項  
」と、「被保険者」とあるのは「介護納付金賦課被保険者」と読  
み替えるものとする。

(介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額の算定)

---

第 16 条の 10 第 16 条の 8 第 1 項の被保険者均等割額は、次条第 1 項



第2号に規定する被保険者均等割の保険料率に、同一世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第17条 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{60}{50}$ に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の基礎となる $\frac{\text{基礎控除後の総所得金額等}}{\text{市民税額}}$ （国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書に規定する厚生労働省令で定めるところにより補正された後の金額）の当該年度における見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{40}{50}$ に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額

2 前項の保険料率を決定する場合において、当該保険料率に小数点以下 $\frac{\text{第4位}}{\text{第2位}}$ 未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(第3項省略)

(特例対象被保険者等に係る特例)  
(特例対象被保険者等に係る特例)

第17条の2 当該世帯に属する被保険者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合における第15条、第16条の4及び第16条の9の規定の適用については、第15条中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。」（特例対象被保険者等

險者等の総所得金額に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合に  
与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額  
においては、当該給与所得を同条第 2 項の規定によって計算した金額  
の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。）」と、「か  
額の 100 分の 30 に相当する金額として計算した場合における市民  
ら同法」とあるのは「から地方税法」とする。

税の額に相当する額。第 16 条の 4 第 1 項及び第 16 条の 9 第 1 項に

おいて同じ。）」と、同条第 2 項中「以下同じ。））」とあるのは

「以下同じ。）」（特例対象被保険者等の市町村民税又は特別区民

税の課税標準である総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定す

る給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条

第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額

として計算した場合における市町村民税又は特別区民税の額に相

当する額。第 16 条の 4 第 2 項及び第 16 条の 9 第 2 項において準用

する第 15 条第 2 項において同じ。））」とする。

（普通徴収に係る納期及び納付額）

第 18 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 既に納期の経過した納付額について、基礎控除後の総所得金額  
被保険者数、市民税額等  
等、被保険者数等の異動により、その世帯の納付額が増額又は減  
額となる場合の取扱いについては、規則で定める。

（第 4 項省略）

付 則

（第 1 項省略）

（昭和 52 年度分の保険料賦課額の減額の特例）

- 2 次の各号に掲げる者については、昭和 52 年度分の保険料賦課額  
に限り、昭和 52 年度分の保険料賦課額から当該各号に掲げる額を  
控除するものとする。この場合において控除後の金額に 10 円未満

の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 第 19 条の 2 の規定に基づき昭和 52 年度分の保険料賦課額を減額された保険料納付義務者のうち昭和 51 年度分の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 6 を乗じた額に当該世帯の被保険者数を乗じて得た額を減額されたもの 昭和 52 年度分の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 6 を乗じた額（この額に 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円として計算する。）に当該世帯の被保険者数を乗じて得た額から昭和 51 年度分の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 6 を乗じた額（この額に 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円として計算する。）に当該世帯の被保険者数を乗じて得た額を控除した額
- (2) 第 19 条の 2 の規定に基づき昭和 52 年度分の保険料賦課額を減額された保険料納付義務者のうち昭和 51 年度分の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 4 を乗じた額に当該世帯の被保険者数を乗じて得た額を減額されたもの 昭和 52 年度分の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 4 を乗じた額（この額に 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円として計算する。）に当該世帯の被保険者数を乗じて得た額から昭和 51 年度分の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 4 を乗じた額（この額に 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円として計算する。）に当該世帯の被保険者数を乗じて得た額を控除した額
- (3) 昭和 52 年度分の市民税を納付する被保険者のいない世帯に属する保険料納付義務者（前 2 号に掲げる者を除く。） 昭和 52 年度分の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 3 を乗じた額（この額に 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円として計算す

- る。) に当該世帯の被保険者数を乗じて得た額
- (4) 昭和 52 年度分の被保険者の市民税額の合計が市民税の均等割以下の世帯に属する保険料納付義務者（前 3 号に掲げる者を除く。） 昭和 52 年度分の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じた額（この額に 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円として計算する。） に当該世帯の被保険者数を乗じて得た額
- 3 昭和 52 年 4 月 1 日から昭和 52 年 7 月 31 日までの間は、次に掲げる者を前項各号に掲げる者にそれぞれ該当するものとみなして同項の規定を適用し、当該期間に対応する保険料額を仮に算定する。
- (1) 昭和 51 年度において第 19 条の 2 の規定に基づき保険料賦課額を減額された保険料納付義務者のうち昭和 50 年度分の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 6 を乗じた額に当該世帯の被保険者数を乗じて得た額を減額されたもの
- (2) 昭和 51 年度において第 19 条の 2 の規定に基づき保険料賦課額を減額された保険料納付義務者のうち昭和 50 年度分の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 4 を乗じた額に当該世帯の被保険者数を乗じて得た額を減額されたもの
- (3) 昭和 51 年度分の市民税を納付する被保険者のいない世帯に属する保険料納付義務者（前 2 号に掲げる者を除く。）
- (4) 昭和 51 年度分の被保険者の市民税額の合計が 1,700 円以下の世帯に属する保険料納付義務者（前 3 号に掲げる者を除く。）
- 4 前 2 項の場合において、被保険者が昭和 52 年度分又は昭和 51 年度分として本市に納付した、又は納付すべき市民税額がないときは、他の市町村又は特別区に昭和 52 年度分又は昭和 51 年度分とし

て納付した、又は納付すべき市町村民税額又は特別区民税額（地方税法第 292 条第 1 項第 6 号に規定する退職手当等に係る所得割額を除く。）の算定の基礎となった金額を横浜市市税条例に定める市民税額の算定方法によって算定した額をもって、前 2 項の市民税額とする。

5 前 3 項の場合で、昭和 52 年 7 月 31 日現在において第 19 条の 2 の規定に基づく昭和 52 年度分の保険料賦課額の減額の基礎となる総所得金額及び山林所得金額の合算額又は昭和 52 年度分の市民税額（以下「市民税額等」という。）が確定したときは、当該確定市民税額等に基づき算定した保険料額（以下「確定保険料額」という。）を当該年度の保険料額（この額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

6 第 3 項の規定により第 2 項の規定の適用を受けた者で、昭和 52 年 7 月 31 日現在において市民税額等が確定しないものについては、第 2 項の規定の適用がなかったものとし、当該適用によって控除した額を第 18 条第 1 項に規定する第 3 期に徴収するものとする。

7 第 3 項の場合において第 2 項の規定を適用して算定した保険料額（以下「暫定保険料額」という。）と暫定保険料額が賦課されていた期間に対応する期間の確定保険料額（以下「対応確定保険料額」という。）とが異なるときの取扱いは、次のとおりとする。

(1) 暫定保険料額が対応確定保険料額に満たないとき 第 18 条第 1 項に規定する第 3 期に当該不足額を徴収するものとする。

(2) 既に徴収した暫定保険料額が対応確定保険料額を超えるとき

当該過納額を還付し、若しくは当該納付義務者の未納に係る徴収金に充当するものとし、又は当該納付義務者の承諾を得て当該過納額を納期の到来していない納付額に先に納期の到来するものから順次充てるものとする。

(平成 18 年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

- 8 平成 18 年度における第 13 条の規定の適用については、同条第 1 号中「入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 11 条の規定による改正前の法（以下「平成 18 年改正前国保法」という。）第 52 条の規定による入院時食事療養費、平成 18 年改正前国保法第 53 条の規定による特定療養費」と、「相当する額」とあるのは「相当する額から法附則第 12 項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び平成 18 年改正前国保法附則第 16 項の規定による交付金に相当する額の総額の見込額を控除した額に平成 18 年改正前国保法附則第 17 項の規定による拠出金の 2 分の 1 に相当する額の見込額を加えた額」とする。

(介護納付金賦課総額の特例)

- $\frac{2}{9}$  (本文省略)

(平成 18 年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

- 10 平成 18 年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成 17 年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同法第 35 条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以

上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「旧所得税法による特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けたとき(当該世帯主又は当該世帯に属する被保険者に係る当該年度分の市民税の所得割について地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号。以下「平成17年地方税法改正法」という。)附則第6条第3項の規定の適用がある場合を除く。)における第15条及び第16条第1項第1号の市民税額は、当該年度の地方税法の規定による市民税額から4,000円(公的年金等所得が200,000円に満たない場合には、当該公的年金等所得の100分の2に相当する額)を控除(当該市民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。)した額とする。

- 11 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成16年12月31日現在において年齢65歳以上の者で、同年及び平成17年の各年の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が10,000,000円以下であるものである場合(当該世帯主又は当該世帯に属する被保険者に係る当該年度分の市民税の所得割について平成17年地方税法改正法附則第6条第3項の規定の適用がある場合を除く。)における第15条及び第16条第1項第1号の市民税額は、当該年度の地方税法の規定による市民税額から9,000円を控除(当該市民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。)した

額とする。

(平成 19 年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

- 12 平成 19 年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成 18 年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成 16 年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき（当該世帯主又は当該世帯に属する被保険者に係る当該年度分の市民税の所得割について平成 17 年地方税法改正法附則第 6 条第 5 項の規定の適用がある場合を除く。）における第 15 条及び第 16 条第 1 項第 1 号の市民税額は、当該年度の地方税法の規定による市民税額から 4,000 円（公的年金等所得が 200,000 円に満たない場合には、当該公的年金等所得の 100 分の 2 に相当する額）を控除（当該市民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額とする。

- 13 平成 19 年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成 16 年 12 月 31 日現在において年齢 65 歳以上の者で、同年及び平成 18 年の各年の合計所得金額が 10,000,000 円以下であるものである場合（当該世帯主又は当該世帯に属する被保険者に係る当該年度分の市民税の所得割について平成 17 年地方税法改正法附則第 6 条第 5 項の規定の適用がある場合を除く。）における第 15 条及び第 16 条第 1 項第 1 号の市民税額は、当該年度の地方税法の規定による市民税額から 10,000 円を控除（当該市民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額とする。  
(退職被保険者の被扶養者の経過措置)

$\frac{3}{14}$  (本文省略)



(協議会の委員の定数の経過措置)

$\frac{4}{15}$  (本文省略)

(平成22年度から平成24年度までの各年度における基礎賦課総額の特例)

$\frac{5}{16}$  平成22年度から平成24年度までの各年度における第13条の規定の適用については、同条中「基礎賦課額(」とあるのは「一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)

に係る基礎賦課額(」と、同条第1号中「療養の給付に要する」とあるのは「一般被保険者に係る療養の給付に要する」と、「見込額を控除した額」とあるのは「見込額を控除した額から法附則第24条第1項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額(高齢者医療確保法第118条第1項の規定による後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法附則第7条第1項の規定による病床転換支援金等並びに介護納付金(法第69条に規定する介護納付金をいう。以下同じ。))の納付に要する費用に係るものを除く。)及び法附則第26条第1項の規定による交付金に相当する額の総額の見込額を控除した額と同項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額の総額の見込額を加えた額」と、同条第2号中「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第36条第1項の前期高齢者納付金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を

控除した」と、同条第 3 号中「前 2 号」とあるのは「付則第 5 項  
付則第 16 項  
の規定により読み替えられた前 2 号」とする。

(平成 25 年度における基礎賦課総額の特例)

$\frac{6}{17}$  平成 25 年度における第 13 条の規定の適用については、同条中「  
基礎賦課額（）」とあるのは「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項  
に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）  
以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（）」と、  
同条第 1 号中「療養の給付に要する」とあるのは「一般被保険者  
に係る療養の給付に要する」と、「見込額を控除した額」とある  
のは「見込額を控除した額から法附則第 24 条第 1 項の規定による  
所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の  
事情を勘案して算定した額（高齢者医療確保法第 118 条第 1 項の  
規定による後期高齢者支援金等及び介護納付金（法第 69 条に規定  
する介護納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用に係る  
ものを除く。）及び法附則第 26 条第 1 項の規定による交付金に相  
当する額の総額の見込額を控除した額に同項第 1 号に掲げる交付  
金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金に相当す  
る額及び同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る  
同条第 2 項の規定による拠出金の 2 分の 1 に相当する額の総額  
の見込額を加えた額」と、同条第 2 号中「における」とあるのは「  
における高齢者医療確保法第 36 条第 1 項の前期高齢者納付金の額  
に法附則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する退職被保険者等所属割合  
を乗じて得た額の見込額を控除した」と、同条第 3 号中「前 2 号  
」とあるのは「付則第 6 項  
付則第 17 項の規定により読み替えられた前 2 号」  
とする。

(平成26年度における基礎賦課総額の特例)

$\frac{7}{18}$  平成26年度における第13条の規定の適用については、同条中「基礎賦課額」とあるのは「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額」と、同条第1号中「療養の給付に要する」とあるのは「一般被保険者に係る療養の給付に要する」と、同条第2号中「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第36条第1項の前期高齢者納付金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、同条第3号中「前2号」とあるのは「 $\frac{\text{付則第7項}}{\text{付則第18項}}$ の規定により読み替えられた前2号」とする。

( $\frac{\text{平成25年度及び平成26年度}}{\text{平成20年度から平成26年度までの各年度}}$ における基礎賦課額の特例)

$\frac{8}{19}$   $\frac{\text{平成25年度及び平成26年度}}{\text{平成20年度から平成26年度までの各年度}}$ における第14条の規定の適用については、同条第1項中「基礎賦課額」とあるのは「一般被保険者に係る基礎賦課額」と、「被保険者に」とあるのは「一般被保険者に」と、同条第2項中「前項」及び「同項」とあるのは「 $\frac{\text{付則第8項}}{\text{付則第19項}}$ の規定により読み替えられた前項又は $\frac{\text{付則第9項}}{\text{付則第20項}}$ 」と、「基礎賦課額」とあるのは「基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、 $\frac{\text{付則第8項}}{\text{付則第19項}}$ の規定により読み替えられた前項の基礎賦課額と $\frac{\text{付則第9項}}{\text{付則第20項}}$ の基礎賦課額との合算額とする。 $\frac{\text{付則第8項}}{\text{付則第19項}}$ の規定により読み替えられた次項において同じ。）」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「 $\frac{\text{付則第8項}}{\text{付則第19項}}$ の規定により読み替えられた第1項又は $\frac{\text{付則第9項}}{\text{付則第20項}}$ 」

」とする。

9 平成 25 年度及び平成 26 年度  
20 平成 20 年度から平成 26 年度までの各年度における保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、同一世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(平成 25 年度及び平成 26 年度  
平成 20 年度から平成 26 年度までの各年度における基礎賦課額に係る所得割額の算定の特例)

10 平成 25 年度及び平成 26 年度  
21 平成 20 年度から平成 26 年度までの各年度における第 15 条の規定の適用については、同条中「前条第 1 項」とあるのは「付則第 8 項  
則第 19 項の規定により読み替えられた前条第 1 項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「次条第 1 項第 1 号  
第 16 条第 1 項第 1 号」とあるのは「付則第 13 項  
付則第 25 項の規定により読み替えられた次条第 1 項第 1 号  
第 1 号」と、同条第 2 項中「前項」とあるのは「付則第 21 項の規定により読み替えられた前項又は付則第 22 項」と、「被保険者」

とあるのは「一般被保険者又は退職被保険者等」とする。

11 平成 25 年度及び平成 26 年度  
22 平成 20 年度から平成 26 年度までの各年度における付則第 9 項  
付則第 20 項所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等  
が当該年度分として納付した、又は  
納付すべき市民税額に、付則第 13 項  
付則第 25 項の規定により読み替えられた第 16 条第 1 項第 1 号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(平成 20 年度から平成 26 年度までの各年度における基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の特例)

23 平成 20 年度から平成 26 年度までの各年度における第 15 条の 2 の規定の適用については、同条中「第 14 条第 1 項」とあるのは「付則第 19 項の規定により読み替えられた第 14 条第 1 項」と、「次条

第1項第2号」とあるのは「付則第25項の規定により読み替えられた次条第1項第2号」と、「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」とする。

(平成25年度及び平成26年度における基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の特例)

12 平成25年度及び平成26年度における付則第9項の  
24 平成20年度から平成26年度までの各年度 付則第20項  
 被保険者均等割額は、次項の規定により読み替えられた第16条第1項第2号の規定により算定した額と同額とする

に規定する被保険者均等割の保険料率に、同一世帯に属する退職被保険者等の数を乗じて算定する。

(平成25年度及び平成26年度における基礎賦課額の  
平成20年度から平成26年度までの各年度保険料率の特例)

13 平成25年度及び平成26年度における第16条の規定  
25 平成20年度から平成26年度までの各年度  
 の適用については、同条第1項第1号中「保険料」とあるのは「一般被保険者に係る保険料」と、「第29条の7第2項第4号ただし書」とあるのは「第29条の7第2項第6号ただし書」とあるのは「附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第2項第4号ただし書」と、同項第2号中「保険料」とあるのは「一般被保険者に係る保険料」と、「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」と、同条第2項中「前項」とあるのは「付則第13項の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第13項の規定により読み替えられた第1項」とする。

(平成22年度から平成24年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課総額の特例)

14 (本文省略)  
26

(平成25年度における後期高齢者支援金等賦課総額の特例)

15 (本文省略)  
27

(平成 26 年度における後期高齢者支援金等賦課総額の特例)

16 (本文省略)  
28

(平成 25 年度及び平成 26 年度  
平成 20 年度から平成 26 年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課額の特例)

17 平成 25 年度及び平成 26 年度  
29 平成 20 年度から平成 26 年度までの各年度における第 16 条の 3 の

規定の適用については、同条第 1 項中「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額

」と、「被保険者に」とあるのは「一般被保険者に」と、同条第

2 項中「前項」及び「同項」とあるのは「付則第 17 項の規定により読み替えられた前項又は付則第 29 項

」と、「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険

者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、付則第 17 項の規定により読み替えられた前項の後期高齢者支援金等賦課額と付則第 29 項

」と、付則第 18 項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額とする。付則第 17 項の規定により読み替えられた次項において同じ。）」と、同

条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「付則第 17 項の規定により読み

替えられた第 1 項又は付則第 18 項とする。付則第 29 項

」とする。

18 平成 25 年度及び平成 26 年度  
30 平成 20 年度から平成 26 年度までの各年度における保険料の賦課

額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、同一世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被

保険者均等割額の合算額の総額とする。

(平成 25 年度及び平成 26 年度  
平成 20 年度から平成 26 年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課額に係る所得割額の算定の特例)

19 平成 25 年度及び平成 26 年度  
31 平成 20 年度から平成 26 年度までの各年度における第 16 条の 4 の

規定の適用については、同条第1項中「前条第1項」とあるのは「付則第17項  
付則第29項の規定により読み替えられた前条第1項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「第16条の6第1項第1号」とあるのは「付則第22項  
付則第35項の規定により読み替えられた第16条の6第1項第1号」と、同条第2項中「前項」とあるのは「付則第31項の規定により読み替えられた前項又は付則第32項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者又は退職被保険者等」と、「同項」とあるのは「付則第31項の規定により読み替えられた前項又は付則第32項」とする。

20 平成25年度及び平成26年度における付則第18項  
32 平成20年度から平成26年度までの各年度における付則第30項  
所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等が当該年度分として納付した、又は納付すべき市民税額に、付則第22項  
付則第35項の規定により読み替えられた第16条の6第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(平成20年度から平成26年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額の算定の特例)

33 平成20年度から平成26年度までの各年度における第16条の5の規定の適用については、同条中「第16条の3第1項」とあるのは「付則第29項の規定により読み替えられた第16条の3第1項」と、「次条第1項第2号」とあるのは「付則第35項の規定により読み替えられた次条第1項第2号」と、「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」とする。

(平成25年度及び平成26年度における後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額の算定の特例)

21 平成25年度及び平成26年度における付則第18項  
34 平成20年度から平成26年度までの各年度における付則第30項

被保険者均等割額は、次項の規定により読み替えられた第 16 条の 6 第 1 項第 2 号 の規定により算定した額と同額とする に規定する被保険者均等割の保険料率に、同一世

帯に属する退職被保険者等の数を乗じて算定する。

( 平成 25 年度及び平成 26 年度 平成 20 年度から平成 26 年度までの各年度 における後期高齢者支援金等賦課額の保険料率の特例 )

22 平成 25 年度及び平成 26 年度 平成 20 年度から平成 26 年度までの各年度 における第 16 条の 6 の

規定の適用については、同条第 1 項第 1 号中「後期高齢者支援金等賦課総額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」と、「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 29 条の 7 第 29 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書 第 3 項第 5 号ただし書」とあるのは「附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた同令 第 29 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書 第 29 条の 7 第 3 項第 5 号ただし書」と、同項第 2 号中「後期高齢者支援金等賦課総額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」と、「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」と、同条第 2 項中「前項」とあるのは「付則第 22 項 付則第 35 項」の規定により読み替えられた前項」と、同条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「付則第 22 項 付則第 35 項」の規定により読み替えられた第 1 項」とする。

( 平成 25 年度以後の各年度における特例対象被保険者等に係る所得割額の算定の特例 )

23 平成 25 年度以後の各年度における当該世帯に属する被保険者が 特例対象被保険者等である場合における付則第 10 項の規定により 読み替えて適用される第 15 条、付則第 19 項の規定により読み替えて 適用される第 16 条の 4、第 16 条の 9、付則第 11 項及び付則第 20 項の規定の適用については、第 17 条の 2 の規定にかかわらず、付



則第 10 項の規定により読み替えて適用される第 15 条中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。）」と、「から同法」とあるのは「から地方税法」とする。

（平成 25 年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

24 平成 25 年度の保険料の算定に当たり、次の各号に掲げる被保険者の保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定する場合には、付則第 10 項の規定により読み替えて適用される第 15 条、付則第 19 項の規定により読み替えて適用される第 16 条の 4、第 16 条の 9、付則第 11 項及び付則第 20 項（以下この項及び次項において「これらの規定」という。）に規定する基礎控除後の総所得金額等については、当該各号に掲げる金額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から控除した額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。

(1) 当該年度の市町村民税又は特別区民税（地方税法第 292 条第 1 項第 6 号に規定する退職手当等に係る所得割を除く。）が課されない被保険者（当該市町村民税及び特別区民税の賦課期日において本市に住所を有しない被保険者で合計所得金額（賦課期日の属する年の前年の同項第 13 号の合計所得金額をいう。以下同じ。）が横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 23 条の規定により算定される金額以下であるもの及び市町村又は特別区の条例で定めるところにより当該市町村民税又は

特別区民税が免除された被保険者を含む。） 賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 70 に相当する金額

- (2) 前号に該当しない被保険者であって、その者の賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等が課税標準額（賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第 2 項の規定による控除をした後の金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた額）をいう。以下この項及び付則第 26 項において同じ。）の 100 分の 180 の金額を超えるもの 賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の 100 分の 180 の金額を控除した額の 100 分の 70 に相当する金額

- 25 平成 25 年度の保険料の算定に当たり、当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であって、その合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得（以下この項において「給与所得」という。）が含まれているもののうち次の各号に該当するものの保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定する場合には、これらの規定（付則第 23 項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）に規定する基礎控除後の総所得金額等（以下この項において「特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等」という。）については、当該各号に掲げる

金額を特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等から控除した額を特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等とみなす。

(1) 当該者の合計所得金額に含まれている給与所得の金額を所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額として計算した合計所得金額に相当する額（以下「合計所得金額相当額」という。）が横浜市市税条例第23条の規定により算定される金額以下である者及び市町村又は特別区の条例で定めるところにより市町村民税又は特別区民税が免除された者 賦課期日の属する年の前年の所得に係る特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の70に相当する金額

(2) 前号に該当しない被保険者であって、特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額（賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（給与所得については、当該給与所得の金額を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から地方税法第314条の2第1項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた額）をいう。以下この号において同じ。）の100分の180の金額を超えるもの 賦課期日の属する年の前年の所得に係る特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準

額の 100 分の 180 の金額を控除した額の 100 分の 70 に相当する金額

26 平成 25 年度の保険料の算定に当たり、次の各号に掲げる被保険者の所得割額の保険料率の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定する場合には、付則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 16 条第 1 項第 1 号、付則第 22 項の規定により読み替えて適用される第 16 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 17 条第 1 項第 1 号（以下この項において「これらの規定」という。）に規定する基礎控除後の総所得金額等については、当該各号に掲げる金額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から控除した額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。

(1) 当該年度の市町村民税又は特別区民税（地方税法第 292 条第 1 項第 6 号に規定する退職手当等に係る所得割を除く。）が課されない被保険者（当該市町村民税及び特別区民税の賦課期日において本市に住所を有しない被保険者で合計所得金額が横浜市市税条例第 23 条の規定により算定される金額以下であるもの及び市町村又は特別区の条例で定めるところにより当該市町村民税又は特別区民税が免除された被保険者を含む。）賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 70 に相当する金額

(2) 前号に該当しない被保険者であって、その者の賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の 100 分の 180 の金額を超えるもの賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の 100 分の 18

0の金額を控除した額の100分の70に相当する金額

(平成26年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

27 付則第24項及び付則第25項の規定は、平成26年度における保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等の算定について準用する。この場合において、付則第24項及び付則第25項中「100分の70」とあるのは、「100分の40」と読み替えるものとする。

28 付則第26項の規定は、平成26年度における所得割額の保険料率の算定に係る基礎控除後の総所得金額等の算定について準用する。この場合において、同項中「100分の70」とあるのは、「100分の40」と読み替えるものとする。

(平成22年度以後の各年度における特例対象被保険者等に係る所得割額の算定の特例)

36 平成22年度以後の各年度における当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等である場合における付則第21項の規定により読み替えて適用される第15条、付則第31項の規定により読み替えて適用される第16条の4、第16条の9、付則第22項及び付則第32項の規定の適用については、第17条の2の規定にかかわらず、付則第21項の規定により読み替えて適用される第15条第1項中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。」(特例対象被保険者等の市民税の課税標準である総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額として計算した場合における市民税の額に相当する額。付則第31項の規定により読み替えて適用される第16条の4第1項、第

16 条の 9 第 1 項、付則第 22 項及び付則第 32 項において同じ。）」  
と、付則第 21 項の規定により読み替えて適用される第 15 条第 2 項  
中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」（特例対象被保険  
者等の市町村民税又は特別区民税の課税標準である総所得金額に  
所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合に  
おいては、当該給与所得を同条第 2 項の規定によって計算した金  
額の 100 分の 30 に相当する金額として計算した場合における市町  
村民税又は特別区民税の額に相当する額。付則第 31 項の規定によ  
り読み替えて適用される第 16 条の 4 第 2 項及び第 16 条の 9 第 2 項  
において準用する第 15 条第 2 項において同じ。）」とする。

（平成 24 年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

- 37 平成 24 年度分の保険料の賦課に限り、被保険者が当該年度の保  
険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合  
は、その発生した日。以下同じ。）」現在において世帯主であって  
、当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯主と同一の  
世帯に属する平成 23 年 12 月 31 日現在において年齢 19 歳未満の被保  
険者で同年の合計所得金額が 380,000 円以下であるもの（以下「控  
除対象者」という。）」を有するものである場合においては、付則  
第 21 項の規定により読み替えて適用される第 15 条、付則第 31 項の  
規定により読み替えて適用される第 16 条の 4、第 16 条の 9 第 1 項  
、同条第 2 項において準用する第 15 条第 2 項、付則第 22 項及び付  
則第 32 項の市民税額（当該世帯主が特例対象被保険者等である場  
合は、付則第 21 項の規定により読み替えて適用される第 15 条第 1  
項、付則第 31 項の規定により読み替えて適用される第 16 条の 4 第  
1 項、第 16 条の 9 第 1 項、付則第 22 項及び付則第 32 項（これらの

規定が前項の規定により読み替えて適用される場合に限る。)に規定する市民税の額に相当する額又は付則第 21 項の規定により読み替えて適用される第 15 条第 2 項、付則第 31 項の規定により読み替えて適用される第 16 条の 4 第 2 項及び第 16 条の 9 第 2 項において準用する第 15 条第 2 項(これらの規定が前項の規定により読み替えて適用される場合に限る。)に規定する市町村民税若しくは特別区民税の額に相当する額)にあつては当該年度の地方税法の規定による市民税額(当該世帯主が特例対象被保険者等である場合は、当該市民税の額に相当する額又は市町村民税若しくは特別区民税の額に相当する額)から、付則第 25 項の規定により読み替えて適用される第 16 条第 1 項第 1 号、付則第 35 項の規定により読み替えて適用される第 16 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 17 条第 1 項第 1 号の市民税額にあつては当該年度の同法の規定による市民税額から同日現在において年齢 16 歳未満の控除対象者の数に 21,300 円を乗じて得た額及び同日現在において年齢 16 歳以上 19 歳未満の控除対象者の数に 11,100 円を乗じて得た額の合計額を控除(当該世帯主の同法の規定による市民税の所得割の額に相当する金額を限度とする。)した額とする。